

大分県報

令和元年
五月十四日
第三号

(火曜日)

目次

告示

母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託	一
大分県母子・父子福祉センターの利用に係る使用料の徴収事務の委託	一
県営土地改良事業計画の決定及び縦覧(三件)	一
保安林の指定	二
道路区域の変更(二件)	二
道路の供用開始	三
大分港港湾施設に係る港湾使用料の徴収事務の委託	三
大分港大分地区コンテナターミナル使用料の徴収事務の委託	三
大分港西大分地区駐車場使用料徴収事務の委託	四
別府港県営三号上屋使用料の徴収事務の委託	四
別府港北浜ヨットハーバー使用料の徴収事務の委託	四
教育委員会告示	四
県立学校照明設備使用料の徴収事務の委託	四
公共測量の終了	五
競争入札参加者の資格に関する公示	五
一般競争入札の実施	六

告示

大分県告示第十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務を委託した。

令和元年五月十四日

令和元年五月十四日

大分県知事 広瀬 貞

一 受託者の住所及び名称

東京都港区芝浦三丁目十六番二十号

ニッテレ債権回収株式会社

代表取締役 小林 英利

二 委託期間

平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

大分県告示第十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県母子・父子福祉センターの利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和元年五月十四日

大分県知事 広瀬 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市大津町二丁目一番四十一号

一般財団法人大分県母子寡婦福祉連合会

理事長 高柳 美子

二 委託期間

平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

大分県告示第十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和元年五月十四日

大分県知事 広瀬 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営経営体育成基盤整備事業

米水津地区

令元・五・一四から

佐伯市役所

大分県報(告示)

一

(区画整理)

令元・六・三まで

大分県告示第十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十六条第一項の規定により、豊後大野市清川町左右知六百二番地の衛藤講治ほか十四名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和元年五月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営経営体育成基盤整備事業

宇田枝地区

令元・五・一四から
令元・六・三まで

豊後大野市役所

(区画整理)

(暗渠排水)

大分県告示第十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十六条第一項の規定により、宇佐市土地改良区理事長有瀬義徳、安心院土地改良区理事長佐田則昭、院内土地改良区理事長御堂了圓からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和元年五月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営水利施設等保全高度化事業

日出生地区

令元・五・一四から
令元・六・三まで

宇佐市役所

(基幹水利施設保全型)

大分県告示第十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林の所在場所

国東市安岐町両子字岡ノ上二一〇二番(次の図に示す部分に限る。)、二一〇三番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年五月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年五月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更前後別

敷地の幅員

延 長

大分市大字辻字前ノ原六六七番二から

メートル

メートル

八・四

県道吉野原 犬飼線	大分市大字辻字前ノ原六六八番二地 先まで	前	〽四・六	四七・〇
	大分市大字辻字前ノ原六六七番二か ら 大分市大字辻字前ノ原六七三番四ま で	後	一二・〇 〽六・六	四七・〇

大分県告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年五月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年五月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備考
		前	後			
県道庄内久 住線	由布市庄内町大龍字台二 〇六五番七地先から 由布市庄内町五ヶ瀬字長 尾四八五番一地先まで	A		〽一・四 〽三・五	五九四・〇	上記A 及びB は、関 係図面 に表示 する敷 地の区 分をい う。
	由布市庄内町大龍字台二 〇六五番七地先から 由布市庄内町五ヶ瀬字長 尾四八五番一地先まで	A		〽一・四 〽三・五	五九四・〇	
由布市庄内町大龍字台二 〇五七番一から 由布市庄内町五ヶ瀬字長 尾四八五番二まで		B	五六・〇 〽一〇・八	四九八・〇		

大分県告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年五月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年五月十四日

令和元年五月十四日			大分県知事 広 瀬 勝 貞
道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日	
県道吉野原犬飼線	大分市大字辻字前ノ原六六七番二から 大分市大字辻字前ノ原六七三番四まで	令和元年五月十四日	
県道田野庄内線	由布市庄内町野畑字野台二一五番三から 由布市庄内町野畑字野台二二二番四二まで	令和元年五月十四日	

大分県告示第十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分港港湾施設の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和元年五月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 受託者の住所及び名称
大分市豊海一丁目一番九号
特定非営利活動法人みなとまちづくり
理事長 橋 本 均
- 二 委託期間
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

大分県告示第二十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分港大在地区のコンテナターミナルの港湾施設の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和元年五月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 受託者の住所及び名称
大分市大字大在六番地
株式会社大分国際貿易センター
代表取締役社長 岡 周 司
- 二 委託期間

大分県報（告示）

平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

大分県告示第二十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分港西大分地区駐車場の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和元年五月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

北九州市小倉南区湯川二丁目九番二十二号アマノ株式会社北九州支店内三階

アマノマネジメントサービス株式会社北九州営業所

所長 中 野 豪

二 委託期間

平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

大分県告示第二十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり別府港県営三号上屋の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和元年五月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

別府市新港町九百四十二番五号

株式会社おおいた観光サービス

代表取締役 奥 村 伸 幸

二 委託期間

平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

大分県告示第二十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり別府港北浜ヨットハーバーの港湾施設の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和元年五月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

山口県宇部市港町一丁目十三番五号
株式会社サキコーポレーション
代表取締役 佐々木 勝 吉

二 委託期間
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

○教育委員会告示

大分県告示第四号
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり県立学校照明設備使用料の徴収事務を委託した。

令和元年五月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 委託した事務に係る施設名並びに受託者の住所及び名称

委託した事務に係る施設名

受託者の住所及び名称

大分県立高田高等学校
豊後高田市中真玉二一四四番地二二
会長 佐々木 敏 夫

大分県立国東高等学校双国校
国東市国見町岐部五三六番地
NPO法人MARKK笑人クラブ
理事長 箕 迫 一 成

大分県立海洋科学高等学校
臼杵市大字臼杵二の一〇七番五六一
臼杵市スポーツ推進委員協議会
会長 板 井 定 治

大分県立久住高原農業高等学校
竹田市大字会々一六五〇番地
竹田市体育協会
会長 首 藤 勝 次

大分県立芸術緑丘高等学校
大分市上野町四番五号
ひしのみクラブ
会長 平 松 義 広

大分県立日田三隈高等学校
日田市田島二丁目六一一
日田市スポーツ推進委員協議会
会長 石 井 吉 人

大分県立日田三隈高等学校	日田市田島二丁目六一一 日田市スポーツ推進委員協議会 会長 石 井 吉 人
大分県立芸術緑丘高等学校	大分市上野町四番五号 ひしのみクラブ 会長 平 松 義 広
大分県立久住高原農業高等学校	竹田市大字会々一六五〇番地 竹田市体育協会 会長 首 藤 勝 次
大分県立海洋科学高等学校	臼杵市大字臼杵二の一〇七番五六一 臼杵市スポーツ推進委員協議会 会長 板 井 定 治
大分県立国東高等学校双国校	国東市国見町岐部五三六番地 NPO法人MARKK笑人クラブ 理事長 箕 迫 一 成
大分県立高田高等学校	豊後高田市中真玉二一四四番地二二 会長 佐々木 敏 夫

大分県立日田林工高等学校	日田市田島二丁目六一 日田市スポーツ推進委員協議会 会長 石井吉人
大分県立由布高等学校	由布市庄内町大龍二二三一由布市庄内体育センター内 みことスマイルインクラブ 会長 新井一徳
大分県立杵築高等学校	杵築市大字本庄二〇〇五番地 杵築市体育協会 会長 永松 悟
大分県立三重総合高等学校	豊後大野市三重町市場二二〇〇番地 三重町スポーツ振興会 会長 後藤雅克
大分県立新生支援学校	大分市玉沢一〇三番地 わさだ夢クラブ 会長 安東房吉
大分県立大分支援学校	大分市横田一七四〇第一芙蓉荘二〇七 OZAI元気クラブ 会長 河越康秀
大分県立聾学校	大分市田室町三番三七号 NPO法人おおみちふれあいクラブ 会長 園田幸一
大分県立中津支援学校	中津市豊田町一四番地三 中津市体育協会 会長 内尾伸行
大分県立中津東高等学校	中津市豊田町一四番地三 中津市体育協会 会長 内尾伸行
大分県立臼杵高等学校	臼杵市大字臼杵二の一〇七番五六二 臼杵市スポーツ推進委員協議会 会長 板井定治
二 委託の期間	平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

○公 告

令和元年五月十四日

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり大分市長から公共測量を終了した旨の通知があった。
令和元年五月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 作業の種類
公共測量（出来形確認測量三工区及び四工区）
- 二 作業の地域
大分市大字横尾の一部
- 三 作業の終了日
平成三十年十月三十一日

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。
令和元年五月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 調達をする物品等の種類
交通管制センターシステム上位装置等の賃貸借契約
- 二 競争入札の参加者の資格
 - 1 競争入札に参加することができない場合
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項に規定する者に該当する場合
 - (二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第百四十八号。以下「告示」という。）第八條第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合
 - (三) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合
 - (四) 県税を滞納している場合
 - (五) 営業年数が一年未満である場合
 - (六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規

大分県報（教育委告示・公告）

定する暴力団員をいう。以下同じ。））、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

- (一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）
- (二) 経営規模
 - イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
 - ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）
 - ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）
- (三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）
- (四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和元年五月十四日から同年六月七日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100_301005youdokanzai.html

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- (二) 告示第二条各号に掲げる事由に該当すると判明した場合
- (三) 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和元年5月14日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の種類
交通規制センターシステム上位装置等の賃貸借契約
- (2) 借入期間
令和2年3月1日から令和7年2月28日まで（60箇月）
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (3) 納入場所
大分県警察本部交通部交通規制課交通管制センター

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者

<p>(2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、経営に関与していないこと。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者</p> <p>キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>(3) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和元年6月17日（月）午後5時45分までに大分県警察本部交通部交通規制課管制・施設係に提出し、審査を受け、承認を受けた者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和元年5月14日から同年6月7日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部交通部交通規制課管制・施設係 〒870-0046 大分市荷揚町5番6号 大分中央警察署7階 電話 097-533-2131（内線603）</p> <p>(2) 日時 令和元年5月14日から同年6月24日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前</p>	<p>9時から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係</p> <p>(2) 提出期限 令和元年6月27日（木）午後1時30分。ただし、郵送の場合は、同月26日（水）午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎新館11階 聴聞室</p> <p>(2) 日時 令和元年6月27日（木）午後1時30分</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は、直ちにその場で行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国（公団を含む。）又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p>
--	---

<p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 前記6の(1)に同じ (2) 交付日時 前記4の(2)に同じ</p> <p>13 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131</p> <p>15 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があつた場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>16 その他 (1) 前記2の(2)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。 (2) その他の詳細は、入札説明書による。 (3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>17 Summary (1) Nature and quantity of products to be rented Lease of Oita Traffic Control system Equipment.lset (2) Time limit for tender 1 :30 p.m. 27 June 2019</p>		<p>(3) Office Traffic Regulation Division, Oita Prefectural Police 5 - 6 Niage-machi, Oita city 870 - 0046 Tel 097 - 533 - 2131</p>
--	--	---